

7月14日「第324回海外邦人安全対策連絡協議会」を開催したところ、概要につき以下のとおり。今回もTV会議システムを利用しての開催となった。

1. 最近の政治・治安情勢及び一般事情

(安東総括公使)

本日の協議会も新型コロナウイルスに関係する事項が主眼となる。本日未明、入国管理事務所の業務再開及び入国規制に伴う救済措置の終了に関する領事メールを配信させていただいた。当地における制度は、ニューノーマルの考えに沿って変化している一方、感染状況は必ずしも良くない。今回の協議会においても、大使館より当地における状況を説明させていただくとともに、皆様から現在の状況について伺いたい。

(竹田書記官)

当地における治安情勢は端的に言えば安定している。大規模社会制限の緩和に伴って、犯罪件数は増加しているが、通常期に比べれば多くない。報道では犯罪件数が急増したことに注目が集まっているが、実際は、大規模社会制限が比較的厳格に実施されていた5月頃から30%増加したのが実情であり、普段に比べれば依然として少ない。各企業におかれては駐在員のジャカルタへの帰任を検討されていると思うが、その検討にあたって、少なくとも治安についてはネガティブな要素にはならないと考える。一方で、警察がデモの実施を許可するようになり、街中でもよくデモを見かけるようになった。デモに遭遇した場合、近づかないよう注意いただきたい。

2. 邦人に関わる最近の事件・事故報告

(佐藤書記官)

前回の協議会から現時点まで、邦人に関するスリ事件が1件発生した。事件発生場所は南ジャカルタにあるモール内の衣料品店。事件内容は買い物中にスマホを盗まれたというもの。買い物中は身の回りに注意いただきたい。

デモ活動について、7月16日(木)に国会周辺で、午前はイスラム団体、午後は学生団体による比較的大規模なデモ活動が予定されている。デモ活動に伴い、渋滞の発生も予想され、近づかないよう注意をしていただきたい。

3. 新型コロナウイルス等をめぐる状況

(岡本医務官)

最近、インドネシアにおいて、新規感染者数が増加しているひとつの要因はPCR検査件数の増加であるが、大規模社会制限が終了し、社会生活の活発化に伴って、クラスターが発生しているとみられる。日本人社会ではクラスターの発生

は現時点で確認されていないが、伝統市場等の現地人の生活圏では感染が拡大している。日本人の生活圏は比較的安全だが、社会・経済活動の再開により接触の機会が増え、感染の可能性も高まっている。手洗いやソーシャル・ディスタンス等の感染予防が重要。

多くの邦人からお問い合わせいただいている、インドネシアの医療状況について、邦人が頻繁に利用する私立病院における新型コロナウイルス感染患者の受け入れに特化した病床の空床率は約 50%となっている。現在、呼吸器や重症患者向け ICU 等の状況について調べているところ。

ジャカルタ首都特別州における感染者数が増加しているが、医療事情は少なくとも悪化はしていない。ただし、医療資源は従来から限られており、状況が変わりうるということをお念頭にお願いしたい。

4. 入国管理事務所の業務再開及び入国規制に伴う救済措置の終了

(田子内部長)

本日未明に領事メールを配信させていただいたが、新たな入国制限に関する回章が発出された。同回章のポイントは、入国管理事務所の閉鎖により、これまで査証に関するサービスが制限されていたが、「新しい日常」の考えに沿って入国管理事務所の業務が再開されたことに伴い、滞在許可に係る救済措置が順次終了される点である。「やむを得ない場合の滞在許可」や日本に戻られている際に期限が切れた滞在許可等の延長手続について、今回期限が設定された。

具体的には領事メールを参照いただければと思うが、日本に戻られた方は、7月13日から数えて60日以内であればインドネシアに再入国し、延長手続を行っていただくことが可能。他方、60日を過ぎた場合は査証の新規取得が必要となるが、在京インドネシア大使館では新規査証発給業務は、依然取扱が停止されているとのこと。「やむを得ない場合の滞在許可」でインドネシアに滞在されている方は、7月13日から30日以内であれば所定の手続を行い、滞在許可を延長することが可能だが、外国人旅行者として入国後「やむを得ない滞在許可」で滞在を継続している者の場合は30日以内に出国することが義務付けられている。また、テレックス査証と労働許可を所持している一時滞在許可又は訪問滞在許可所持者は、従来であれば在外インドネシア公館で手続を行う必要があったが、インドネシア国内の入国管理事務所での手続が可能となった。今後の手続の推移は感染状況次第だが、各々の期限に従って必要な手続を開始していただければと思う。

5. 各社からの状況報告

(企業からの報告)

グループ全体の日本人出向者 94 名のうち、36 名が日本に帰国した。このうち 2 名は特例として 6 月末に帰任したため、現在、34 名が日本に帰国したまま。早く帰任させたいが、ジャカルタ及びインドネシア全体における感染が収束しておらず、帰任の時期は未定。

(企業からの報告)

4 月時点で駐在員が 123 名いたが、現在 45 名を残して東京に一時退避している。4 か月を経過し業務上どうしても必要な 10 数名を 7 月末までに再渡航させる予定。

(企業からの報告)

帯同家族を含めて 33 名のうち 14 名が日本に一時帰国していたが、3 名がすでに帰任し、7 月末に 1 名が帰任予定。帯同家族 10 名については、インドネシアに戻ってくる時期が未定。

(企業からの報告)

グループ全体で 45 名が駐在していたが、29 名が一時退避した。現在、一部の駐在員を帰任させるため本社と交渉を行っている。加えて、査証、一時滞在許可の期限が切れそうな者の帰任も併せて議論する予定。

(企業からの報告)

駐在員 55 名について、退避している者はいない。一方、帯同家族のうち半数が一時退避済み。

(航空会社からの報告)

日本人 11 名のうち 1 名が一時退避しているが、今月末に帰任させる予定。現時点で、8 月、9 月ともに週 2 便の運航スケジュールとなっているが、入国規制に伴う救済措置の終了により、需要が増加すれば増便も検討する予定。

(航空会社からの報告)

8 月の運航は 7 月と同様に週 4 便と発表させて頂いたが、入国管理局の発表を受けて 8 月及び 9 月の需要動向は注視していきたいと考えている。

(企業からの報告)

駐在員はジャカルタ 2 名、スラバヤ 4 名、帯同家族が 2 組で 6 名。駐在員はインドネシアに引き続き滞在しており、家族は全員が日本に帰国中。

(企業からの報告)

駐在員 9 名のうち、6 名が 4 月に一時帰国をしたが、6 月末に全員を帰任させた。

(企業からの報告)

駐在員 7 名中 4 名が一時帰国していたが、今月末に帰任する計画を立てている。

(企業からの報告)

駐在員は全員で11名、日本へ一時帰国している者はいない。帯同家族については、5家族中2家族が日本に帰国している状態。

(企業からの報告)

駐在員7名のうち、2名が新規着任予定で、1名が一時帰国中だが、現時点で帰任の予定なし。したがって、4名がインドネシアに駐在中。

(企業からの報告)

先月から変わらず、駐在員26名のうち3名が一時退避帰国中。3名のうち2名はビザ有効期限に余裕があり帰任時期は未定。

(企業からの報告)

駐在員の大半は日本に一時帰国したままとなっている。感染症危険レベルが「3」から緩和されるまで原則、帰任はないが、一部は必要に応じて帰任させる。

(企業からの報告)

駐在員50数名のうち、30名が日本に一時帰国していたが、4名がすでにインドネシアに戻り、さらに4名を7月中に戻す予定。他方、その先の帰任の見通しは難しい。一時滞在許可の観点だけでは検討できない。

(企業からの報告)

駐在員7名のうち6名が日本に一時帰国していたが、6月から順次、インドネシアに戻しており、2名を除いて既に帰任。8月以降、帰任の時期について再検討する予定。

(企業からの報告)

駐在員40名中13名一時帰国していたが、6月末から8名がジャカルタに戻ってきた。

(団体からの報告)

7月末までは、日本人職員2名とローカル・スタッフの半数が勤務する体制。6月末からライブラリーが週末のオープンを再開した。

(JICA)

3月から4月にかけて日本に一時帰国した関係者について現時点で戻す見込みは立っていない。残っている職員について日本へ一時帰国してまたインドネシアに戻るローテーションを開始した。

(JETRO)

3月末時点で駐在員は9名いたが全員残っていた。人事異動の関係で結果的に2名が帰国する。後任については、赴任時期を現在検討しているところ。

(国際交流基金)

先月から変化はなく、日本人は2名の派遣職員と現地採用職員が交代で事務所勤務を行っている。日本に避難帰国した職員はそのままの状況。

(チカラン日本人学校)

日本からの派遣教員 16 名について帰国者はない。学校の状況について、4 月 22 日からオンラインでの授業を実施している。地域の感染状況を見ながら対面での授業を検討してきた。6 月 29 日から、分散登校等の措置を取りつつ、対面での授業を再開した。

(ジャカルタ日本人学校)

新校長は 6 月 19 日に赴任した。児童生徒の約 80% が日本へ一時帰国をしている。8 月 25 日から対面授業の再開を目指して準備を進めつつ、オンラインでの授業を実施しているところ。また、7 月 1 日から、小学校のグラウンドと図書室の開放を開始した。

6. 質疑応答

(企業からの質問)

入国管理事務所の再開に伴う滞在許可に係る救済措置の終了について、日本に一時帰国中の複数の社員が 60 日以内に再入国が必要とされる一時滞在許可保有者に該当するが、帰任させることは現状において困難である。大使館として、インドネシア側にはたらきかけ等をする予定はあるか。

(田子内部長)

今回の措置は、発出されてから時間がたっておらず、在留邦人全体に与える影響を見た上で、インドネシア側への働きかけもひとつの選択肢として検討したい。

(企業からの質問)

一時滞在許可を保有していない外国人に対する投資調整庁 (BKPM) からのサポートレターの発行状況についてご教示願いたい。

(田子内部長)

BKPM からのサポートレターを添付することで査証が発給されたという報告には現時点で接していない。ただ、入国管理総局、BKPM、労働省の間で情報共有が行われていると承知している。なお、BKPM のサポートレターをもって査証が発給される訳ではなく、入管が査証の発給について判断を行い、在京インドネシア大使館にテレックスを送る流れとなっている。今後、本制度の状況を確認し、必要に応じて BKPM と協議を行いたい。

次回海安協は 8 月 11 日 (火) 11:30 より開催予定。

(Website 掲載日 : 2020 年 7 月 30 日)